

総合科学技術会議 第39回評価専門調査会
議事概要

日 時：平成16年11月30日（火）16：00～18：05

場 所：中央合同庁舎4号館 第1特別会議室（11階）

出席者：大山会長、阿部議員、岸本議員、黒田議員、松本議員、秋元委員、江崎委員、大石委員、大見委員、北里委員、国武委員、末松委員、中西（準）委員、中西（友）委員、西尾委員、原山委員、馬場委員、平澤委員、畠野委員、増本委員

欠席者：薬師寺議員、吉野議員、黒川議員、伊丹委員、國井委員、寺田委員、虫明委員

事務局：清水審議官、鵜戸口参事官 他

議 事：
1. G8研究開発評価ワーキンググループ会合について（報告事項）
2. 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップについて（議題1）
3. 評価専門調査会（第38回）議事録について（議題2）

（配布資料）

資料1 G8研究開発評価ワーキンググループ会合について

資料2 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ（イメージ）

資料3 研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査の結果について（案）

資料4 評価における今後の課題と改善方向（修正案）

資料5 評価専門調査会（第38回）議事録（案）

参考資料1 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップについて（第37回評価専門調査会決定）

参考資料2 我が国における宇宙開発利用の基本戦略（平成16年9月9日）

(机上資料)

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月28日）
- 科学技術基本計画（平成13年3月30日）

議事概要：

【大山会長】

ただいまから第39回評価専門調査会を開催いたします。

本年度は、大規模新規研究開発の評価に該当する研究開発がありませんでしたので、本専門調査会の開催も3ヶ月ぶりとなっております。ただし、この間、大綱的指針のフォローアップとして、研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査を実施しておりますので、本日は、その報告を中心に、各委員にご審議を賜りたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は、お手元の議事次第にありますように、1つの報告と2つの議題があります。報告は、G8研究開発評価ワーキンググループ会合についてです。議題は、1つ目は、国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップについて、2つ目は、前回の議事録の確認です。

報告事項：G8研究開発評価ワーキンググループ会合について

平成16年10月にドイツにおいて開催された「G8研究開発評価ワーキンググループ会合」の審議概要についての報告がなされた。

【大山会長】

それでは、報告事項に入ります。本年10月、G8研究開発評価ワーキンググループ会合がドイツにおいて開催されました。本専門調査会でも、海外の主要研究開発機関の事例等の調査・検討を行ってまいりましたが、このたびのG8会合においても、各国から評価に関する最近の状況報告等がなされております。本専門調査会における今後の審議の参考に資するために、事務局からその報告をいただきたいと思います。

事務局、お願ひいたします。

<事務局から、資料1に基づき報告が行われた。>

【大山会長】

平澤委員、何か全体を総括して、追加、補足のコメントがありましたら、お願
いいたします。

【平澤委員】

突然のご指名ですので余りまとめていないのですが、私が一番印象深かったこ
とというのは、フランスは、ご紹介があったように、国を挙げて評価に取り組む
という体制になったわけですが、その他の国は大体そういう時期は終わっており
ます。より効果のあるというか、資金配分機関を中心とした評価の改善努力、そ
れに関する成果の発表というようなことがあったということで、我が国はどこに
位置づけられるかということが決められたわけです。日本はやはり、資金配分機
関における評価というのがもっとこなれたものになっていかないと、結局実効的
な予算の使用とか、そういうことがうまく図れないのではないかでしょうか。こう
いうところにまだ問題が大きく残っている、そういう印象を持っております。

【大山会長】

ありがとうございました。ただいまの報告に対して、何かご質問等ありました
ら、お願いいたします。

【畚野委員】

大学のランキングをやっているというのがあちらこちらに出てくるのですが、
実際にこれは、ランキングというのはどういうように使っているのでしょうか。

【鵜戸口参事官】

使い方は様々であろうかと思いますが、やはり一番は、公的なところがいろいろ
な観点から大学のランキングを行って、世の中に明らかにするという点ではな
かろうかと思います。平澤先生、何かありましたらお願ひします。

【平澤委員】

大学ランキングは、オランダ政府、教育省がやろうとしたことに対して、大学
協会が独自にやるからと言って、それを押されたような歴史的経緯もありますし、
全般的に見ると、イギリスはむしろ例外ですが、ランキングの結果が予算配分に
反映されるというのは、他の国ではないのではないかと思います。ただし、ラン
キング結果というのが複数国民に提示される、受験生等ですね。それはいろいろ
なフィードバックがかかってくるわけなので、そういう社会のフィルターを経て

結果が反映されるというのが一般的な傾向だと言つていいと思います。

【大山会長】

他の委員の方、如何でしょうか。原山委員、どうぞ。

【原山委員】

フランスがちょっと変わったタイプのというのは、フランスの研究開発システム、高等教育システムが中央集権的だということが他の国と比較して特異な点であって、だからこそ国が音頭を取って評価するというのは割と理解できる話だと思います。まさに平澤委員がお話されたように、では、日本はどこに行くのかというのが、既に評価というのが割と中央集権的というか、政府がしなくてはいけないという上からのお達しがあってスタートしていて、今、現場でもってどのような形でもって、自分たちに活用できる評価にしようかという試行錯誤をしている最中だと思うんですね。ですので、いかにうまく次に移行するか、先ほどのオランダの場合は、フォーマティブ・エバリュエーション的な要素が強いのですが、その方に持っていくときに、どうやったらスムーズに移行できるかというのが1つの大きな課題ではないかと思います。

【大山会長】

ありがとうございました。他の委員の方、如何でしょうか。

それでは、報告事項を終了いたします。

議題1：国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップについて

大綱的指針のフォローアップのイメージ像の確認が行われた後、研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査の結果、及び「評価における今後の課題と改善方向について」の補強又は修正点等についての説明があり、それに対する審議がなされた。

【大山会長】

議題1に入ります。まず初めに、大綱的指針のフォローアップのイメージ像についてです。本件については、この後の取りまとめのイメージを示しておりますので、簡単に事務方から説明をさせていただきます。お願いします。

<事務局から、資料2に基づき説明が行われた。>

【大山会長】

ただいまの説明がありましたとおり、今後の議論を踏まえて、大綱的指針のフォローアップについての取りまとめ作業を行いたいと考えております。

今の説明に対してご意見、あるいは確認事項等がありましたらお願ひします。

よろしいでしょうか。それでは、今ご案内申し上げましたイメージのような取りまとめを今後行いたいと思います。

続きまして、具体的な内容の審議に移ります。

冒頭お話し申し上げたとおり、本年6月22日の本専門調査会決定に基づき、民間調査機関を活用しつつ「研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査」を実施しており、その結果の一部がまとまりました。それが、お手元の資料3です。また、本調査は、5月25日に取りまとめた「評価における今後の課題と改善方向について」の検証という観点もありますし、その取りまとめについて補強又は修正すべき点をまとめた資料を、お手元に資料4として配付させていただきました。この資料3、資料4を使いましてご説明をさせていただきますが、資料の内容も広範多岐にわたっております。幾つかのブロックに分けて今後説明させていただき、それに対するご意見をいただきながら、順次審議を進めていく方法をとらせていただきたいと思います。

また、本日時間の関係でご意見等を言い尽くせない場合があろうかと思い、お手元に書面でご提出いただくようなご案内をしております。併せて、お願ひしたいと思います。

それでは、初めに、お手元の資料3の1ページから4ページに該当いたします評価の全体的実施状況についてご説明いたします。事務局、お願ひします。

<事務局から、資料3に基づき説明が行われた。>

【大山会長】

大変足早な説明になりましたが、ただ今のご説明に対してご質問、ご意見等がありましたら、お願ひします。

また、このデータの集計は、途中経過です。これからデータベースのいろいろな整理が進むと考えていいのですね。

【鵜戸口参事官】

先ほど申しましたように、ただいまの回収率の時点での集計でありますので、さらにデータ数は増えると思います。ただ、ご紹介いたしましたように、かなり

のサンプル数がありますので、大きい傾向というのは余り変わらないのではないかなと考えております。

【大山会長】

如何でしょうか。秋元委員、どうぞ。

【秋元委員】

環境省の研究開発評価指針だけがインターネット上の公表がなくて、他の省庁と違った感じになっているのですが、何か特別な理由があるのか。あるいは、ただ少し遅れているだけで、他省庁と同じような取り扱いになるのか、そのあたりを教えてください。

【事務局】

環境省に確認したところ、特段非公表にする理由はないということです。事務的にたまたま非公表になっているだけだということで、今後、公表について考えていきたいというような回答はいただいております。

【原山委員】

評価の分類ですが、研究開発施策があって、研究開発課題があって、機関があって、研究者ですが、この中でファンディング・エージェンシーに対する評価というのはどこかでやっているのでしょうか。

【鵜戸口参事官】

ご質問の趣旨は、機関に対する評価ということですか。

【原山委員】

例えばＪＳＴですと、ＪＳＴが行っているプロジェクトに対しての評価はあります、ＪＳＴ自体の評価というのはあるのでしょうか。また、ＮＥＤＯなどもそうですが。

【鵜戸口参事官】

それについては、独立行政法人に対する評価というような形で実施することになっておりますので、その中で大綱的指針の精神を生かしてやっていただける、あるいはやっていると理解しています。

【大山会長】

よろしいでしょうか。

それでは次の、今後の課題と改善方向に関するアンケート結果ですが、ここ
のアンケート結果は資料4に反映しております。併せて説明をいたします。

まず「評価の意義」から「評価者の選任」の記述までご説明いたします。お手
元の資料では、資料3の4ページから5ページ、資料4の1ページから3ページ
目が該当いたします。それでは、事務方から説明をお願いします。

<事務局から、資料3、資料4に基づき説明が行われた。>

【大山会長】

資料4の「評価の意義」から「評価者の選任」に至る記述について、説明があ
りましたとおり、大筋は5月版が踏襲されていると思いますが、一部アンケート
結果等を踏まえて、今回の修正、追加部分を赤字で、削除部分を青字で提示して
おります。こういった書き込みが必要ではないかという事務方の案です。各委員
の先生方から、本件についてご意見等をいただきたいと思います。

中西委員、どうぞ。

【中西(友)委員】

質問ですが、評価者の責任ということをもっと書いてもいいのではないかでしょ
うか。評価をする者はきちっとした責任を持つべきですし、評価者の評価がない
と公平な評価にはならないと思います。それともう一つ、評価をするに当たって
のインセンティブが何か必要ではないかと思います。その2点について、すでに
検討ができているのかもしれません、どこかに反映できればと思います。

【鵜戸口参事官】

まず1点目の評価者の責務ですが、資料4の2ページ目をご覧いただきたいと
思います。左の欄、現行の大綱的指針の記述をご覧いただきますと、真ん中辺で
すが、「評価者は」から始まりまして、厳正な評価を行うべきということ、それ
から、優れた研究開発をさらに伸ばし、よくなるようにする助言を行う。それか
ら、次のところですが「自らの評価結果が、後の評価者によって評価されること
になるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分認識
しなければならない」ということで、評価者の責務、これで十分かどうかとい
うことはあるかと思いますが、不十分だということであれば、さらにご意見をいた
だければと思います。一応ここに言及しております。

それから2点目の評価者に対するインセンティブについては、後の場所で出でますので、そちらでもう一度ご紹介したいと思いますが、評価者に対するインセンティブも必要だというのが、5月の結論だったかと思います。それについては、今回の調査結果において、評価者に対するインセンティブが必要だというところに余りたくさん反応が来ていないということで、事務方としては、ここの記述の取扱について少し悩んでおります。それを削除すべきなのか、それともそのまま生かすべきなのかという議論があるかと思います。

【中西(友)委員】

特に最初の点、評価者が自分が下した評価に対してきちんと評価を受けるべきだという点ですが、それをもう少し踏み込んでいただきたいと思います。

【大山会長】

工夫したいと思います。

【西尾委員】

今の議論に関連して、評価者が評価を受けるという具体的な内容として、評価を行ったことによって、評価対象の研究が具体的にどう進んだのか、改善されたのかということが、例えばある研究所であれば所長とすれば、部長という評価者が具体的にどういうプロモートを個別の研究にやったかというのは大変気になることです。そういうことがやはりあって欲しいのです。それで、この別添8の7ページを見てみると、「評価が、その意義や目的に沿って機能せず、形式化している」というところで、研究者サイドの評価があらかたそうですね。そういうようなことは、評価をされたって、俺達にとっては何の意味もなかつたというような受け取りになっているからではないかと思うのです。評価をやつしたことによって、その研究環境をよくするという抽象的なものだけではなくて、評価者が何か具体的なアクションをとてくれたかどうか、そういうことが評価の意味を持たせる上で必要だと思うので、そういうような項目があつたらいいと思います。

【増本委員】

内容ということよりも、調査結果をどう判断するかというところです。いろいろな棒グラフがありますが、調査の対象として、府省、機関、それと大学によって結果に相当大きな差がついており、随分違うのがあります。ほぼ同じ場合はいいのですが、省庁、組織、あるいは機関、あるいは個人という調査対象により認識が違うところはどう判断していいのかなと迷っているわけで、この場合はどう

いうように事務局の方は判断をされたのか、教えていただきたいと思います。

【鵜戸口参事官】

実は、余り高級なことを考えてやったわけではありません。全体的に多いところというのは、例えばある回答セクターからすると多くないが、別の回答セクターからは非常に多いといったところも、一応案といたしました。特に今回の作業の場合には例示にかかるところが非常に多いので、そういう意味で、例示の対象としては、やはり適切ではないかと考えました。ですから、必ずしも例示をしたもののがすべてに適用される、すべてがそうしなければいけないという意味ではないということであれば、掲載をすることは差し支えないのではないかと考えた次第です。

【原山委員】

今の点ですが、資料4の1ページのところの評価対象というのがあります。評価対象は大きく4つあるわけです。調査に答える方たちは、各人それぞれ自分のどこの場所をイメージしながら答えているかによって、答えが違ってくると思うのです。例えば資料3の別添8の5ページですが、「評価実施主体が心を配ること」、これは、例えば研究者の評価という視点から見た場合、また研究機関からの視点から見た場合、また研究プロジェクトから見た視点によって、多分答え方が違ってくると思うのです。多分このデータというものの分析の仕方は、どこにフォーカスした場合にこういうことがかかるてくるか、クロスでもって分析しないと、全体像だけだとよく読み取れません。そこに問題があるのではないかと思います。

【平澤委員】

細かくデータを見てみないと、あるいは調査の枠組みを見てみないと断定的には言えないと思いますが、この調査というのは、幾つかの目的があったと思うのです。1つは、やはり第1期、第2期の大綱的指針が、ガバメントの中を初めとして研究者に至るまで、どういうように浸透しているかという状況把握があったと思うのです。そういう目から見てみて、我々、もう少し判断する中立的な立場にいてもいいのではないか。つまり、研究者がこう言うから、そういう項目を入れましょうというような修正を安易にすべきではないと思います。

具体的には、例えば資料4の2ページ目のところ、これは表現が微妙ではあります、赤字で入った右上の部分ですが、2項目の「研究者本来の研究開発活動を妨げないように」という、これは、研究者がすべて正しいのだったら、それで

もいいのですが、そうでないが故に、もっといろいろな視点からの評価が必要になってきているわけです。こういうのがずっと入ってしまうというのは、この調査は一体何だろうかというように思わざるを得ないところです。

それで、諸外国での評価のありようというのも、実に複雑な議論がいっぱいあるわけですが、それを非常に単純化すると、やはりサイエンス・コミュニティーと、それから市民の目を代表するガバメントでしょうかね、それとの間の綱引きにあると言ってもいいわけです。ですから、個人としての研究者が望むことをそのまま飲み込んでいいのか。公的資金を使ってやる研究というのはかくあるべきだという、そういう処理の話がもう一方の側から出てきて、その妥当性についてここは判断するというような仕掛けの中で、このデータを読んでいかないといけないのではないかなと思いました。

【大山会長】

ありがとうございます。各委員に期待するのは、今、平澤委員のご指摘のとおりでありますて、このデータベースからどういう形を読み取って大綱的指針に反映していくべきかどうかというところのご意見を伺いたいということです。事務方では、調査結果から吸い上げたそのものを文章化しており、むしろ先生方からそういったご批判をいただいて修正していくという作業を進めたい。時間の関係もありますので、この資料をお持ち帰りいただき個別に精査をいただいて、これからどういった読み取りが正しいかどうか、こういったことのご意見を、別途書類等々お寄せいただければありがたいと思います。

それでは、次の事項に移らさせていただきます。続きまして、「評価時期」から「評価に伴う負担の回避」の記述までをご説明いたします。お手元の資料3の6ページから8ページ、資料4の4ページから7ページに該当いたします。それでは、事務方から説明をお願いします。

<事務局から、資料3、資料4に基づき説明が行われた。>

【大山会長】

ここでのポイントは、4ページの「評価の観点」、6ページの「評価方法の周知」、「評価に伴う負担の回避」、この3点ではないかと思いますが、ご意見等がありましたらお願いします。

今の3視点は大変赤字が多く、多様な意見が見られるところで、なかなか意見の集約は難しいのではないかと思いますが、各委員から、是非かくあるべきということのご意見をいただきたいと思います。大見委員、どうぞ。

【大見委員】

別添8の13ページですが、「目標達成に向けたアプローチの妥当性」を府省と大学は非常に多く支援しているのに対し、研究開発機関では、そこはほとんどなく、「特にない」というのが多いのですが、この研究開発機関の諸君というのの大丈夫なのでしょうか。この結果に対しては、ちょっとびっくりしています。アンケートだから、いいかげんなものがいろいろ出てきてもどうということはないのですが、これは余りと言えば余りではないでしょうか。大学の方でもとんでもないというのも見かけられますが、これほどひどいのは珍しいのではないか。

【鵜戸口参事官】

ご指摘はごもっともだと思います。実は私も余りその中身にまだ深く突っ込んで原因究明しておりませんが、調査実施された調査機関の方にも傍聴いただいております。何か補足説明がありますか。

申し訳ありません。そこは、今のところまだ十分分析しておりません。

【西尾委員】

元府省の関連の独立行政法人にいたことから言いますと、ここでの基礎研究の定義をどう理解したかということがあると思います。産業関連省庁の独立行政法人の方だと、ここで定義する基礎研究は余り我々の方に関係ないなという解釈が1つあります。

それから、もう一つは、アプローチの妥当性をやっていても事態が進展しないのをどう改善したらいいのかということの方がもっと現実的に必要だと。そうなると、①番の研究開発の妥当性だとか管理運営の適切性、そちらの方に問題がありはしないか、そこを直すことによってアプローチを前進させられないかと、そういう回答ではないかというようにも解釈できると思います。

【大山会長】

ありがとうございました。

ただ今の大見委員の質問は、別な視点から少し検証してみます。

【大見委員】

ひとつ調べてみてください。どんな研究開発でも、基礎研究だろうが目的研究だろうが目標は明確にしてやるわけですから、その目標をどうやって攻め落とす

かというのが研究者の能力で、そういうことは申請書に書いてあるはずです。それがまともかどうかというのを審査するというのは当たり前ではないでしょうか。実際にはできないが、水から石油をつくりますよなんていう話がもし書いてあって、本当にできるのだったら、それは採用ですよね。

【大山会長】

ありがとうございました。他の委員、如何でしょうか。中西委員、どうぞ。

【中西(友)委員】

評価をする際には、評価の多様性を図ることが一番大切だと思います。ですから、評価される側は必ずしも全部の項目で良い点をとっている必要はないと思います。どれか1つだけでも良ければ良しとするような、評価の多様性をどう確保していくかについてもう少し考えていく必要があると思います。基礎研究だからとか、応用研究だからこう審査したいということも判るのですが、もう少しつきりと多様性にも踏み込んでもいいような気がします。

【大山会長】

今、中西委員のおっしゃったのは、評価手法、あるいは評価の視点の多様性ですか。

【中西(友)委員】

はい、評価の視点についてです。それも柔軟な評価法をとることです。柔軟な評価法とはもっと多様性を確保するという方向だと思います。

それから、もう一つ、「評価に伴う負担の回避」という項目名ですが、こういう書き方ですと、いかにも評価が負担である、評価は非常に重荷だ、しようがないからやる、という印象を与えます。今、評価が負担でないような風土を育てることが大切だと思うのです。しようがないからするとと思うと、受ける側もいい加減になってしまふところがありますので、研究と同じぐらい評価は大切だという意識を植えつけるようなことが大切だと思います。実はここに負担と書かれたので少し驚いているのですが。

【大山会長】

大事な視点だと思います。他は、よろしいでしょうか。

またデータを検証いたしまして、かくあるべきというご意見がありましたら、書面等々でまたお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、「評価結果の活用」から最後までを通してお願ひいたします。お手元の資料3の8から10ページ、資料4では7から9ページです。では事務方、説明をお願いいたします。

<事務局から、資料3、資料4に基づき説明が行われた。>

【大山会長】

ただいまご説明申し上げましたポイントでは、7ページの「評価結果の活用」、この記載で、事前・中間・事後評価、追跡評価について、こういった記述を加えるかどうかというポイントと、それから8ページにあります「評価内容等の被評価者への開示」、この辺がポイントになるのではないかと思いますので、これについてご意見等ありましたらお願ひいたします。

【大見委員】

評価のインセンティブということで、いいプロジェクトに関しては加速資金をつけるとか、ダメなやつはその場で打ち切るとかいうことが非常に大事だと思うのですが、今回の調査で、事前評価と事後評価は非常に点数が多くかったが、中間評価が少ないのでですね。中間評価も物すごく大事だと私は思います。今、独立行政法人になった経済産業省傘下のNEDOは、既に去年からそういうことをやっていて、やはり物すごく効果が出ているのではないかでしょうか。いいプロジェクトに関しては、彼らはNEDO自身の判断で加速資金をつける。そうでないものは減らすということをやっていますので、それを見ていると、非常に効果は出ていると思います。

それから、私は驚いたのですが、国民の税金をもらって研究開発をやっている人が、評価が煩わしいとか疲れるとかというのは言語道断だと思います。評価しなければいけない側の人はうつとうしいと思います。できの悪いプロジェクトの評価なんかにかり出されて、嫌になっちゃうと思うのです。ですから、評価する側の人へのインセンティブというのを非常に大事にしないとまずいのではないかと思います。

ただ、そうは言っても、これは2カ所に出てきたと思うのですが、現場に評価疲れがあつて云々というくだりがありますよね。これは評価される人間側のことを書いていますよね。それはあってはならないことだと思います。ただし、そうは言っても、江戸時代の悪代官みたいに悪い評価者がいるかもしれない、とんでもないことをやるやつが。ある意味で国民の税金をチェックする会計検査院みたいな権限を持つのだと思うのですよ。会計検査院というのは、あれは実は、先端

技術をやっている人間にとっては進歩・発展の障害にしかならないのです。どういうことかというと、物差しと秤を持って現場へやってきて、設計した時点の物よりも大きくて重たければ、手抜き工事ではない判断するが、途中で素晴らしい材料が開発されて、今までのものの10分の1で目的が達成されますよ、軽量化・小型化もできると。今の会計検査院では、それをやると手抜きだという判断しかできないものですから、やはり評価する側の人達をよく勉強させるというのがすごく大事だと思うのです。目的・目標に対してどこまでの成果を挙げたかがすべての判断規準です。この現場の評価疲れって、私、前も申し上げたのですが、こんなところに書かない方がいいのではないでしょうか。これは、怠け者を助長するだけではないですか。私ははつきり反対です。

【大山会長】

貴重なご意見、ありがとうございました。

他の委員の方、如何でしょうか。中西委員、どうぞ。

【中西(準)委員】

先ほど大見委員が言われた意見に賛成で、基本的に、研究者の後ろ向き的な意見をここに取り入れて書くというのは如何なものでしょうか。研究者にとって、多少そういう気持ちがあるし、そういう問題もあると思いますが、それはやはり余り入れない方がいいと考えます。

それで、本来ならば、このアンケート調査の結果は、どういうグループがどういうように違う反応を示したかというところを解析して示して欲しかったという気がします。全体としてどこが多いとかではなくて、例えば、機関と研究者ではこう違うとか、そういう形の解析が欲しかったという気がするのですが、次の意見を出せというときまでに、そういうものを期待するのは無理で、自分でやらなければいけないのか、そのところを教えていただきたい。

【鵜戸口参事官】

先ほどもありましたが、実は事務局といたしましても、できるだけクロス集計的なことをやりたいと思っております。ただ、時間の関係で今回は単純集計しかやりませんでした。事務局として必要だと思うものについては、さらにクロス集計もやってみるつもりでおります。先生方から、特にこういう項目についてこういうクロスをやってくれということがありましたら、是非早目にお知らせいただければ思います。

【大山会長】

よろしいでしょうか。

大変膨大なデータベースを判読しながらご意見を伺って、大変ハードな仕事をお願いして申し訳ありませんでした。いずれにいたしましても、本件については継続審議とさせていただき、調査結果についても引き続き事務方を含めて精査をして、各委員にご説明をさせていただきたいと思います。

なお、本日言い尽くせなかった各委員のかくあるべきといったご意見等がありましたら、お手元に追加意見書というのがありますので、これに記載して、メール又はファクスで、事務局にご案内いただければありがたいと思います。

また、次回の専門調査会においては、これまでの議論を踏まえ、これからメール等々でいただく先生方のご意見も踏まえまして、大綱的指針のフォローアップの中間取りまとめを行いたいと考えております。次回の会合において結論が得られた場合には、12月の総合科学技術会議に報告をしたいと思っております。

なお、次回の本専門調査会までの間に中間取りまとめ案に対する意見照会等をメール等でさせていただくことも想定されますので、その際には是非ご協力いただきたいと思います。

議題2：評価専門調査会（第38回）の議事録について

平成16年8月4日開催の評価専門調査会（第38回）の議事録について、確認が行われた。

【大山会長】

続きまして、議題2の第38回評価専門調査会の議事録の確認をさせていただきます。

前回の議事録（案）は、お手元の資料5のとおりです。各委員の発言の部分については、書面で事前にご確認をいただいておりますので、ご承諾をいただきたいと思います。

何かお気づきの点がありましたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。
なお、本日の配付資料は公表することにいたします。

その他：会長発言

「国際宇宙ステーション計画」の評価、及び大規模新規研究開発「準天頂衛星システム」の評価のフォローアップについて、今後の審議の取扱について発言がなされた。

【大山会長】

最後に、本日の議事次第にはありませんが、会長として1点発言をさせていただきます。

以前の本専門調査会において、「国際宇宙ステーション計画」について指定して評価をすべきかどうかの適否について、また、大規模新規研究開発「準天頂衛星システム」の評価のフォローアップについて審議を行いました。その結論では、宇宙開発利用専門調査会において審議が行われている「我が国における宇宙開発利用の基本戦略」の取りまとめを待って、その後に改めて審議をするというようにいたしております。

このたび、9月9日に開催された総合科学技術会議において、お手元にあります参考資料2の「我が国における宇宙開発利用の基本戦略」、これが決定されております。現在、この基本戦略を踏まえて、関係府省において具体的な取り組みがなされているところでありますので、本専門調査会においても、先ほどの2つの案件については、関係府省におけるこうした具体的な取り組みが進展した後、すなわち来年度以降になると思いますが、しかるべき時期に実施することが適切かと思います。そのような取り扱いをしたいので、各委員のご了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、少し時間がオーバーいたしましたが、そろそろ閉会にしたいと思います。次回の日程について、事務局からご案内いたします。

【鵜戸口参事官】

次回は、12月20日の月曜日、午後2時から4時に、本日と同じこの第1特別会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【大山会長】

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

－了－